

平成29年(ネ)第5558号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) 遠藤行雄ほか31名

被控訴人(一審被告) 国

第12準備書面

(一審被告国第5準備書面〔予見可能性に関する統一準備書面〕の補充)

令和元年11月22日

東京高等裁判所第22民事部 御中

一審被告国訴訟代理人弁護士


一審被告国指定代理人


樋渡利美 

鈴木和孝 

浅海俊介 

美崎大典 

澁谷正樹 

吉光正文 

前田和樹 

中島大輝 

保格沙季 

井上沙紀 


今井志津 

佐々木 亮 

松田朋子 

米山 理 

大野史絵 

内藤晋太郎 

福崎有沙 

松坂一樹 

第1	はじめに	1
第2	本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないとすることは、判断過程審査ではなく判断代置審査を行うに等しいこと	2
第3	本件と同種の訴訟において名古屋地方裁判所が言い渡した判決について	8
1	はじめに	8
2	名古屋地裁判決の概要	11
3	名古屋地裁判決は、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、予見の程度についても含めて、二段階審査の観点から適切な検討・評価を行っているとして解することができ、結論においてはもとより正当であること	14
(1)	名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国の主張とは異なる意味で用いていると解されること	15
(2)	仮に、名古屋地裁判決のように、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いるのであれば、その予見の程度については、慎重に検討・評価する必要があること	15
(3)	名古屋地裁判決は、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとり結論を導いていると解することができ、結論においてはもとより正当であること	17
(4)	規制権限不行使の考慮要素たる「予見可能性」について、規範的評価を踏まえた概念として捉えたとしても、事実概念として捉えたとしても、いずれにしても、一審被告国に、一審原告らが主張するような津波対策	

を一審被告東電に講じさせるべき作為義務が発生する余地はないこと

.....19

一審被告国は、本準備書面において、一審被告国第5準備書面（予見可能性に関する統一準備書面）における主張に関し、若干の補充をする。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 はじめに

1 一審被告国は、一審被告国第5準備書面第2の2(2)ウ（8ないし10ページ）において、裁判所が、使用開始後の原子炉施設に関する原子力規制機関の規制権限不行使の適否を審理判断するに当たっては、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という観点から行われるべきである旨主張したところである（伊方最高裁判決参照）。

2 この点、確かに本訴訟は国家賠償請求訴訟であり、伊方最高裁判決のような行政訴訟ではない*1。

しかしながら、国家賠償請求訴訟という訴訟形態であることを殊更に強調し、本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないとす

*1 この点に関し、一審原告らは、「規制権限不行使の違法性の判断基準に『絶対的安全性』、『相対的安全性』という曖昧な概念を持ち込むことは相当でなく、「事後救済が問題となる国賠法の適用場面における考慮要素の判断には妥当しない」（一審原告ら第17準備書面第1の2(1)・5ページ）とか、「本件は、事後救済である国賠法の適用場面における判断枠組みと考慮要素に関する判断基準が問題となっているのであり、判断枠組みも判断基準も異なる許可取消訴訟をベースにした立論は失当である。」（同(2)イ・6ページ）などとして、伊方最高裁判決が判示した設置許可処分¹の違法性の判断基準や、同判決の調査官解説における見解に基づく一審被告国の主張が失当である旨主張している。

ることは、ひっきょう、伊方最高裁判決が判示したような、行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式（判断過程審査）ではなく、科学問題についての判断能力に限界がある裁判所が、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査方式（判断代置審査）を行うに等しいものである。

- 3 本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いるか否かは、本訴訟の結論を導く上で重要な点であると解されることから、以下、この点に関し、一審被告国の主張を補充する（後記第2）。
- 4 また、先般、名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟（同裁判所平成25年（ワ）第2710号ほか）において判決が言い渡されたところ（同裁判所令和元年8月2日判決。以下「名古屋地裁判決」という。）、同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を、一審被告国が主張する「予見可能性」とは異なる意味のものとして用いているものの、前記2の観点を踏まえて適切な検討・評価を行っており、結論において正当であることについても論じる（後記第3）。

第2 本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないとすることは、判断過程審査ではなく判断代置審査を行うに等しいこと

- 1 一審被告国第5準備書面第2の2（4ないし13ページ）で詳述したとおり、国賠法上の違法性は、作為の問題であれ不作為の問題であれ、公務員が負っている職務上の法的義務に違背したか否かによって判断されるべきところ（職務行為基準説）、公務員が規制権限を行使すべき職務上の法的義務に違背したと判断されるためには、少なくとも、国賠法上の違法性があると主張されているいずれかの時点において、規制行政庁の公務員にお

いて規制権限の行使が可能であることはもとより、規制権限の行使をすべき状態にあったことが大前提となる。

この点、原子炉施設の設置許可処分は、炉規法24条1項各号に適合していると認められる場合にのみ許可されるものであり、そのうち同項4号所定の「原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること。」の要件に係る判断は、将来、当該許可に係る原子炉を設置、稼働させた場合、同施設に求められている安全性（相対的安全性）が確保されているか否かを審理、判断するものであることから、設置許可処分後の科学技術水準の進展によって当該許可に係る原子炉が同項4号所定の要件を満たさなくなり、従前の設置許可処分が行政処分として違法状態になっている場合（すなわち、当初の処分要件を事後的に欠くことになった場合）に、同施設に求められる安全性（相対的安全性）を確保させるため、規制行政庁の公務員が規制権限を行使することになる。

しかるところ、本訴訟で問題となっているような規制権限も、原子炉施設使用開始後に津波対策の抜本的変更を命じる場合の規制権限であって、その法的根拠を何に求めるかにかかわらず、科学技術水準の進展によって、設置許可処分時に想定した津波とは異なる高さの津波を想定する結果、設置許可処分時には炉規法24条1項4号所定の要件を満たすものと判断されていた原子炉施設が当該要件を満たさなくなった場合に行使されることになるものであり、相対的安全性が確保できなくなっている場合にその安全性を確保させるために行使するものである。

2 このように、本訴訟で問題となっている規制権限を行使すべき状態にあるというのは、正に、従前の設置許可処分が、炉規法24条1項4号所定の要件を満たさなくなり、行政処分として違法状態になっていることを意

味するところ*2、この従前の設置許可処分が、行政処分として違法状態になっている場合がどのような場合かを判断する枠組みを示したのが、伊方最高裁判決なのである。

そして、伊方最高裁判決が示すように、当初の安全性の判断の適否に関する裁判所の審理判断が、具体的審査基準の設定及び同基準への適合性の審査に科学的、専門技術的裁量が認められることを前提として、同基準に不合理な点があるか否かを審査し（第一段階の審査）、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する（第二段階の審査）というものであった（以下、このような審査手法を「二段階審査」という。）以上、原子炉施設の使用後に、科学的知見の進展によって、当初の前提が失われて災害の防止上の支障が発生するに至ったと認められるか否か（すなわち、規制権限の行使・不行使の適否）に関する裁判所の審理判断も、規制権限の行使・不行使が問題とされる当時の安全性の審査又は判断において前提とした具体的な審査基準に不合理な点があったか否か、また、その具体的な適合性の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったか否かという、二段階審査を経て行われるべきことは、科学的、専門技術的裁量を前提とする事柄の性質上、当然のことといわなければな

*2 この点は、非申請型の義務付け訴訟において、行政庁が、第三者に規制権限を行使すべき場合（当該訴訟における原告本案勝訴要件）を規定した行政事件訴訟法37条の2第5項が、裁量処分の場合につき「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」と規定しているところ、「どのような場合が『裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき』に当たるかについては、裁量処分の取消しについて規定する第30条の『裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合』と基本的な考え方は同じ」（小林久起「司法制度改革概説3行政事件訴訟法」166ページ）と考えられていることから明らかである。

らない。

そのことは、仮に、特定の原子炉施設について相対的安全性を欠いていることが判明したときは、原子力規制機関において、行政処分である規制権限を発動することとなるところ、当該行政処分（規制権限の行使）の適否を裁判所が審理判断するに当たっては、正に、科学的、専門技術的裁量を前提として、伊方最高裁判決が示すような二段階審査を経て、その適否が審理判断されるべきことになることから裏付けられるというべきである。

したがって、本訴訟において、少なくとも、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組みの下で従前の設置許可処分が違法状態となっていない限り、各時点の規制行政庁の公務員において、規制権限を行使すべき職務上の法的義務が発生する余地はないというべきである*3。

仮に、このように解することなく、一審原告らが主張するように、訴訟

*3 なお念のため付言するに、一審原告らが、一審被告国において一審被告東電に講じさせるべきであったと主張する津波対策は、設置許可処分時の想定を前提とした津波対策を抜本的に変更するものであるから、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項である。しかるに、本件事故前において、技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていたのであるから、一審被告国は、一審原告らが主張する津波対策を内容とする技術基準適合命令を発することはできなかったものである（一審被告国原審最終準備書面第4・60ないし87ページ）。

この点、本文で述べた一審被告国の主張は、本件事故前において、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であっても技術基準適合命令を発することができたとの一審原告らの主張を前提にしたとしても、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（審査基準の合理性及び同基準に適合するとした判断過程の合理性を二段階で審査すること）によって、福島第一原発が相対的安全性を確保していたか否かを判断すべきであると主張するものである。

の場面において、裁判所が、原子炉施設の設置許可処分の段階では、伊方最高裁判決が判示するとおり、審査基準の合理性及び同基準に適合するとした判断過程の合理性をもって原子炉施設の安全性を審査する手法（判断過程審査方式）を採用する一方、設置許可処分後は、このような審査手法を離れ、これと異なる審査手法（判断代置審査方式）でその安全性を審査して規制権限を行使すべきであったか否かを判断するとなれば、当該原子炉施設の設置許可処分それ自体は適法でありながら、設置後については異なる審査手法による司法判断がなされる結果、安全性の欠如を理由として適法に稼働することができないという事態となりかねない。このような不合理な矛盾ないし背理は、訴訟の場面において、裁判所が、設置許可処分段階とその後の稼働段階とで異なる審査手法を採用することにより生ずるものであって、およそ法の想定する事態とは考え難いものである。

- 3 以上のとおり、本訴訟においても、国賠法上の違法性が認められるか否かを判断する前提として、伊方最高裁判決が示すような判断枠組み、すなわち、裁判所において、国賠法上の違法性が主張されている各時点の科学技術水準に照らし、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを、判断代置審査ではなく、判断過程審査の手法で判断する枠組みを用い、一審原告らが主張する各違法時点の科学技術水準に照らし、前記①及び②の点が審理されなければならないことは当然のことで

あって^{*4}、少なくとも、かかる二点について不合理な点が認められない限り、国賠法上の違法性が認められる余地はない。

- 4 なお、原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転の差止めを求める事案や運転差止めの仮処分命令を求める事案においても、多くの裁判所が、設置許可処分後の原子炉施設の安全性を審理判断するに際し、前記3で述べたのと同様の二段階審査の手法を用いているところであり（原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転の差止めを求める事案

*4 行政庁の専門技術的な裁量判断（教科書検定）の国賠法上の違法性の有無が判断されたい
わゆる家永教科書裁判の第一次訴訟最高裁判決（最高裁平成5年3月16日第三小法廷判決・民集47巻5号3483ページ）に関し、その調査官解説（瀧澤泉・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）388ページ）において、裁量処分に対する司法審査の方法が判例に表れた事案の一つとして、伊方最高裁判決が紹介された上で（同421、422ページ）、
「本判決は、以上の判例、学説状況の中で、教科書検定における文部大臣の判断に専門技術的な裁量を認め、その審査方法として、看過し難い過誤の有無を基準とする裁量限界審理方式を採用し」た（同424ページ）と説明され、その後の第三次訴訟最高裁判決（最高裁平成9年8月29日第三小法廷判決・民集51巻7号2921ページ）に関しても、その調査官解説（大橋弘・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（下）1017ページ）において、
「第一次訴訟の上告審判決は、（中略）同じく専門技術的見地からの裁量を要する伊方原発判決に近い審査基準を用いるべきとの判断に基づいたものと考えられる。（中略）本判決は、第一次訴訟の上告審判決の審査基準をそのまま踏襲したものである。」（同1043、1044ページ）と説明されているとおり、最高裁は、行政庁の専門技術的な裁量判断の国賠法上の違法性を判断するに当たって、伊方最高裁判決と同様の判断過程審査の手法を用いているところである。

に関するものとして、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決・判例秘書登載・判例番号L07320250、函館地裁平成30年3月19日判決・判例秘書登載・判例番号L07350143等。また、原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転差止めの仮処分命令を求める事案に関するものとして、高松高裁平成30年11月15日決定・判例時報2393・2394合併号383ページ、広島高裁平成30年9月25日決定・判例秘書登載・判例番号L07320392、大阪高裁平成29年3月28日決定・判例時報2334号4ページ、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90ページ等)、このことも、一審被告国の前記主張の解釈の正当性を裏付けるものというべきである。

第3 本件と同種の訴訟において名古屋地方裁判所が言い渡した判決について

1 はじめに

(1) 前記第2のとおり、本訴訟で一審被告国が規制権限を行使すべきであったか否かは、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組みによって審理判断されるべきであり、本件において、作為義務の発生を基礎づける程度の予見可能性が一審被告国にあったか否かは、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた津波に対する安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という観点から行われるべきである。

しかるところ、一審被告国第5準備書面において詳述したとおり、本件事故前の想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）は、基準として合理性を有していたものであるし、

原子力規制機関は、従前の支配的な見解からは導かれない新たな科学的知見である「長期評価の見解」について、同見解が福島第一原発の前記審査又は判断の基準への適合性判断に影響を及ぼし得る知見であるか否かとの観点から調査を行ったものの、同見解を裏付ける科学的根拠が存在しなかったことから、同見解は、審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠を伴った地震地体構造の知見とは評価できず、したがって、福島第一原発の前記基準への適合性判断に影響を与える知見ではないと評価して、一審被告東電に対して規制権限を行使してこなかったものであり、かかる原子力規制機関の判断は、本件事故以前の地震及び津波の科学的知見の状況に照らして十分な合理性を有するものであった。

そうすると、一審被告国は、「長期評価の見解」について調査義務を十分に尽くしており、福島第一原発に主要建屋の敷地高を超える津波が到来することについて、作為義務の発生を基礎づける程度の予見可能性はなかったというべきである^{*5}。

したがって、一審被告国について、規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは到底いえず、一審被告国が規制権限を行使しなかったことが国賠法上違法と評価される余地はないというべきである。

*5 しかも、一審被告国は、「長期評価の見解」を無視していたわけではなく、確率論的安全評価の中に取り込むことで、福島第一原発の津波対策の安全性を再評価することを検討していたものであるところ、本件事故前の確率論的安全評価の進展状況からすると、福島第一原発は、確率論的安全評価によっても、早急に津波対策を見直す必要がある状況ではなかったものである。

(2) この点、一審被告国は、一審被告国第5準備書面脚注3（3ページ）で述べたとおり、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」という規範的評価を踏まえた意味で用いているところ、名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものと解される。

仮に、「予見可能性」を名古屋地裁判決のように「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用い、かかる意味における「予見可能性」があったと判断するとしても、予見の程度については、別途、前記(1)の観点を踏まえて、慎重に検討・評価する必要があるというべきところ、名古屋地裁判決は、この点について適切な検討・評価を行っており、結論においては正当なものといえることができる。

以下、名古屋地裁判決の概要を述べた上で（後記2）、同判決は、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、予見の程度についても含めて、前記(1)の観点を踏まえた適切な検討・評価

を行っており、結論においては正当であることを明らかにする(後記3)*6。

2 名古屋地裁判決の概要

名古屋地裁判決の概要は、以下のとおりである。

- (1) 津波評価技術は、「原子力施設の津波に対する安全性評価技術の体系化及び標準化についての検討を行うことを目的」とする「津波評価部会が培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したもの」として策定・

*6 なお、念のため付言するに、名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」の有無を審理判断するに当たり、前記第2で述べた伊方原発最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み(二段階審査の手法)を明示的には採用していない。

しかしながら、本件で伊方最高裁判決が示した二段階審査という判断枠組みによらずに審理判断するということは、原子炉施設が相対的安全性を欠いていることが判明した際の原子力規制の適否(設置許可処分の適否、規制権限の行使・不行使の適否等)について、設置許可処分段階とその後の稼働段階とで異なる判断枠組みにより審理判断することにほかならない。

この点、名古屋地裁判決は、後記3のとおり、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、原子力規制機関における専門技術的判断の存在を前提に、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとり、予見の程度も含めて適切に検討・評価していると解することができる。仮に、本件で二段階審査の手法、すなわち、伊方最高裁判決が判示したような行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式(判断過程審査)ではなく、科学問題についての判断能力に限界がある裁判所が、二段階審査の観点を踏まえた慎重な検討・評価を行うことなく、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査方式(判断代置審査)を用いるとすれば、本件で誤った結論を導くおそれがある。

公表されたものである（名古屋地裁判決340ページ）。

他方で、「長期評価の見解」は、地震本部が「全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため」（名古屋地裁判決341ページ）に策定・公表したものであるところ、長期評価の「頭書きには、『なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。』と記載されていた」上（同判決344ページ）、地震本部は、「長期評価の見解」について、発生領域の信頼度を「C」、すなわち、「想定地震と同様な地震が領域内のどこかで発生すると考えられるが、想定震源域を特定できず、過去の地震データが不十分であるため発生領域の信頼性はやや低い」と評価しており（同判決344、345ページ）、中央防災会議が策定・公表した「日本海溝・千島海溝報告書では長期評価の見解は採用され」ず（同判決345ページ）、地震学又は津波学の専門家である佐竹教授、津村博士、松澤教授、今村教授、首藤名誉教授、谷岡教授及び笠原名誉教授は、いずれも、「長期評価の見解」は客観的かつ合理的根拠に裏付けられたものではなく、これを規制に取り込まなかったことは合理的である旨の意見を述べている（同判決346ないし351ページ）。

- (2) 「規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである。すなわち、精度及び確度の高い知見に基づいた試

算が出された場合には、直ちに結果回避措置を採ることを法的に義務付けることができる一方で、(中略) 精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を採ることを法的に義務付けることはできず、今後の結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるというべきである。」

(名古屋地裁判決 386, 387 ページ)

(3) 「長期評価の見解は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから」、「確度及び精度がそれほど高いものではなく、O. P. + 10 m を超える津波の到来は切迫したものではなかった。さらに、平成 18 年当時は、地震対策が喫緊の課題とされ、平成 18 年 9 月 19 日に耐震設計審査指針が改正されたのを受けて平成 18 年耐震バックチェックが進められ、被告らはこれに注力していた(中略) ことから、津波対策は地震対策に比して優先度の低いものであったといえる。(中略) そして、被告東電及び被告国の財政的資源及び人的資源は有限であり、あらゆるリスクに備えてあらゆる対策を講じることは不可能であるところ、上記のような確度及び精度の不十分な長期評価の見解に基づいて、津波対策より地震対策を優先的に講ずるという判断をすることは不合理とはいえない。」(名古屋地裁判決 388 ないし 390 ページ)

(4) 「どのような自然現象が発生した場合に原子炉の安全性を損なうおそれがあるか、原子炉の安全性を損なうおそれがあると判断した場合にどのような措置を採らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要であるから、経済産業大臣には、どのような場合にどのような措置を講ずるかの判断について広範な裁量が認められるというべきである」ところ、「被告東電

は、長期評価の見解を受けて、その根拠が不十分であることから、確定論として取り入れることはせず、確率論に基づく安全対策の中で取り入れていくこととし、その旨保安院に報告したことが認められる。このように、被告東電は、長期評価の見解を受けて何ら対策をとっていなかったわけではなく、確率論に基づく安全対策の中で取り入れようとしていたといえるが、前記のとおり、長期評価の見解はその根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから信頼性が必ずしも高くなかったことに鑑みれば、長期評価の見解を確定論ではなく確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという方針は一定の合理性を有するものであったといえる。そして、被告国は、被告東電から長期評価の見解に対する対応策について報告を受けた後、長期評価の見解の根拠について推進本部の委員に確認するよう被告東電に指示し、同被告から確認の結果の報告を受けるなど、情報収集及び長期評価の見解に対する対策を検討していたのであり、上記のとおり、被告東電の報告した方針が一定の合理性を有するものであったことからすれば、更なる対策等の指示を行わなかったとしても、被告国の上記対応が不合理とはいえない。」（名古屋地裁判決390, 391ページ）

(5) 以上からすると、一審被告国が一審被告東電に対し、一審原告らの主張する結果回避「措置を採るよう技術基準適合命令を発しなかったことがその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められ」ず、「規制権限の不行使が国賠法上違法ということはできない。」（名古屋地裁判決392ページ）

3 名古屋地裁判決は、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、予見の程度についても含めて、二段階審査の観点から適切な検討・評価を行っているとは解することができ、結論においてはも

とより正当であること

- (1) 名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国の主張とは異なる意味で用いていると解されること

名古屋地裁判決の前記2(2)の判示内容からすると、同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国の主張とは異なる意味で用いていると解される。

すなわち、名古屋地裁判決は、「規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである」と判示して(同判決386ページ)、「予見可能性」が認められた場合でも、更にその程度が問題になるとしていることからすると、同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」の概念を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものと解される。

- (2) 仮に、名古屋地裁判決のように、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いるのであれば、その予見の程度については、慎重に検討・評価する必要があること

もともと、仮に、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、名古屋地裁判決のように「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いるのであれば、その予見の程度については、十分慎重に検討・評価する必要がある。

すなわち、自然現象は、いかなる事象であっても発生することを完全

に否定することはできない（抽象的な発生可能性は肯定され得る）から、
「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」は認められなくとも、「主観的な認識可能性としての予見可能性」は認められるという場合が生じ得ることになる。そのため、後者の意味において「予見可能性」を論じるのであれば、かかる意味における「予見可能性」が認められたとしても、そのことから直ちに作為義務（結果回避義務）が発生するものではなく、予見の程度を十分に検討・評価した上で、作為義務（結果回避義務）が発生するといえるか否かを慎重に判断しなければならない。

この点、名古屋地裁判決は、結果回避義務の有無を検討する中で、「予見可能性」が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、「予見可能性」の程度によって、求められる結果回避義務は異なり、精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を採ることを法的に義務付けることはできず、結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるとした（前記2(2)）。その上で、名古屋地裁判決は、本件事案において、「長期評価の見解」は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さ等からして、「予見可能性」の程度は高度なものではなかったということができるから、「長期評価の見解」を確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという一審被告東電の方針は一定の合理性を有しており、更なる津波対策の指示を行わなかった一審被告国の対応は不合理とはいえないとして（同(3), (4)）、結論として、一審被告国に規制権限を行使すべき作為義務（結果回避義務）は発生していなかったと判断した（同(5)）ものと解される。

(3) 名古屋地裁判決は、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとり結論を導いていると解することができ、結論においてはもとより正当であること

名古屋地裁判決は、二段階審査の手法を採用する旨を明示的には判示していないが、前記2のとおり、原子力規制機関における専門技術的判断の存在を前提に、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとり、使用開始後の原子炉施設に関して用いられた想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）の合理性を肯定し、福島第一原発がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないとの結論に至ったものと解することができる。

すなわち、名古屋地裁判決が、津波評価技術は「津波評価部会が培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したもの」（前記2(1)）であるとした上で、原子力規制機関に広範な裁量があることを前提に(同(4))、津波評価技術と同様の考え方に基づく原子力規制機関の対応^{*7}として、根

*7 原子力規制実務において想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準として用いられていた考え方は、津波評価技術と同様に、客観的かつ合理的根拠を伴った科学的知見によって「地震地体構造の同一性」が認められる場合に限り、既往地震が確認できない領域でも波源を設定するというものであった（一審被告国第5準備書面第3の3・20ないし31ページ参照）。

なお、「長期評価の見解」が津波地震であると「判断」した明治三陸地震、延宝房総沖地震及び慶長三陸地震は、いずれも地震地体構造の同一性が認められるものでなかったのであり、この点については、一審被告国13準備書面第2（7ないし27ページ）で詳述したとおりである。

拠が不十分な「長期評価の見解」を確定論（決定論）ではなく確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという一審被告東電の方針を了承したことは不合理とはいえない旨判示していること（同(3), (4)）からすれば、同判決は、本件事故前に原子力規制機関が採用していた想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）の合理性を肯定した上で、当該基準を前提として「長期評価の見解」を裏付ける根拠の有無及びその程度を検討した結果、「長期評価の見解」は「その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから信頼性が必ずしも高くなかった」ものと評価されるものであったことから、これを確定論（決定論）ではなく確率論に基づく安全対策の中に取り入れることは合理的であったと判示しているものと解されるのである。

このように、名古屋地裁判決は、原子力規制機関が採用していた審査又は判断の基準である津波評価技術と同様の考え方の合理性を肯定した上で、この基準を前提にすれば、「長期評価の見解」は規制に取り込むべき知見とはいえず、従来の福島第一原発の当該基準への適合性判断を見直す必要性を生じさせる程度に客観的かつ合理的根拠に裏付けられた知見ではないとの結論に至ったものと解されるのである。

この点、名古屋地裁判決は、前記(1)のとおり、「予見可能性」の意味について、一審被告国の主張とは異なる意味において用いているものの、前記のとおり、二段階審査の観点を十分に踏まえた上で、「長期評価の見解」の根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどからすれば、予見可能性は認められるものの、その程度は必ずしも高いものとはいえなかった（すなわち、平成20年試算における試算津波〔福島第一原発の敷地南側でO. P. +15.7メートルの高さの津波〕が到来する切迫性はなかった）として、一審被告国において、一審被告東電に

津波対策を講じるよう命じる義務はなかった旨判示したものと解されるのであり、結論においてはもとより正当である。

(4) 規制権限不行使の考慮要素たる「予見可能性」について、規範的評価を踏まえた概念として捉えたとしても、事実概念として捉えたとしても、いずれにしても、一審被告国に、一審原告らが主張するような津波対策を一審被告東電に講じさせるべき作為義務が発生する余地はないこと

なお、「予見可能性」の意味について、一審被告国が主張するような「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」と捉えるか、名古屋地裁判決が前提とするような「主観的な認識可能性という意味での予見可能性」と捉えるかによる違いは、前記(2)の検討からも明らかなおおあり、例えば、予見の程度（換言すれば、予見の対象となっている事象が発生する切迫性の有無。予見可能性を肯定する根拠となった知見の理学的成熟性ともいい得る。）に係る事情を、予見可能性の枠内で検討するか、それとも、結果回避義務の枠内で検討するか、といった形で現れる*8。

もともと、予見の程度（切迫性の有無）に係る事情をいずれの枠内で検討するとしても、「一審被告国に作為義務が発生していたか否か」という作為義務の有無に関する判断局面という観点からみれば、実質的な違いはないといえる*9。

本件では、前記のとおり、「長期評価の見解」の根拠となったデータの

*8 すなわち、一審被告国の主張を前提にすれば「予見可能性」の枠内で検討することになるが、名古屋地裁判決のような理解を前提にすれば「結果回避義務」の枠内で検討することになる。

*9 この点は、本件の原審判決や、本件と同種訴訟の千葉地方裁判所平成27年(ワ)第1144号損害賠償請求事件に係る同裁判所平成31年3月13日判決も同様である。

少なさや理学的根拠の不十分さなどからすれば、規制権限不行使の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国が主張するように規範的評価を踏まえた概念として捉えたとしても、名古屋地裁判決のように事実概念として捉えたとしても、いずれにしても、一審被告国に、一審原告らが主張するような津波対策を一審被告東電に講じさせるべき作為義務が発生する余地はないというべきである。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	旧商号東京電力株式会社 被告東京電力ホールディングス株式会社	判決	1	
福島第一原発	被告東電が運営する福島第一原子力 発電所	判決	17	
本件事故	平成23年3月11日に発生した東北地方 太平洋沖地震及びこれに伴う津波の 影響で、福島第一原発から放射性物 質が放出された事故	判決	17	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	判決	17	
国賠法	国家賠償法	判決	17	
本件設置等許可処分	福島第一原発1号機ない4号機の設置 許可処分又は変更許可処分	判決	18	
新福島変電所	東京電力猪苗代電力所新福島変電所	判決	20	
3/4号開閉所	3・4号機超高压開閉所	判決	21	
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分、発生 した東北地方太平洋沖地震	判決	23	
本件津波	本件地震に伴う津波	判決	23	
供用プール	運用補助供用施設	判決	25	
炉規法	核原料物質、各燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律	判決	29	
原災法	原子力災害対策特別措置法	判決	29	

処分時炉規法	昭和52年11月25日法律第80号による改正前の炉規法	判決	30	
旧炉規法	平成18年6月2日号外法律第50号による改正前の炉規法	判決	30	
実用発電用原子炉	発電の用に供する原子炉	判決	30	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号)	判決	33	
保安院	原子力安全・保安院	判決	36	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)	判決	36	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された「原子炉立地審査指針」	判決	40	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年に策定・了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針」	判決	40	
重大事故	最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故	判決	41	
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故	判決	41	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂された「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	判決	44	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	判決	45	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日原子力安全委員会に置いて決定された新たな耐震設計審査指針	判決	46	
4省庁報告書	太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書	判決	52	

7省庁手引き	地域防災計画における津波対策強化の手引き	判決	53	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	判決	55	
地震本部	地震調査研究推進本部	判決	56	
技術基準規則	「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	判決	67	
設置許可基準規則	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号)	判決	67	
日本海溝付近	「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」と名付けられた海域	判決	93	
バックチェックルール	保安院が平成18年9月20日策定した「新耐震審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	判決	100	
①の結果回避措置	津波に対する一般的な防護措置として、田タービン建屋の水密化	判決	128	
②の結果回避措置	非常用電源設備等の重要機器の水密化、独立性の確保	判決	128	
③の結果回避措置	給気口の高所設置又はシュノーケル設置	判決	128	
④の結果回避措置	外部の可搬式電源車(交流電源車、直流電源車)の配備等、全交流電源喪失に対する措置	判決	128	
避難区域	福島第一原発から半径20km圏内	判決	134	
屋内退避区域	福島第一原発から半径20kmから30km圏内	判決	134	

中間指針	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	判決	139	
中間指針第一次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)	判決	139	
中間指針第二次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)	判決	139	
中間指針第四次追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)	判決	139	
中間指針等	中間指針，中間指針追補，中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	判決	139	
避難	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域から同区域外へ避難	判決	140	
対象区域外滞在	避難に引き続き本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域外での滞在	判決	140	
住居	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域内ある生活の本拠としての住居	判決	140	
屋内退避	屋内退避区域内で屋内への退避	判決	140	
宿泊費等	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域から避難することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用	判決	141	
避難所等	避難所・体育館・公民館等	判決	144	

移住等	従前の住居が持ち家であった者の、移住又は長期避難	判決	148	
修繕等	事故前に住居していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は立替え	判決	149	
賠償基準の考え方	避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方	判決	152	
定型家財賠償	一般家財に加えて、避難等に伴う管理不能等により高級家財(1品当たりの購入金額が30万円(税込)以上の家財)が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、1世帯当たり20万円を定額で追加賠償する	判決	159	
福島県県南地域	白河市, 西郷村, 泉崎村, 中島村, 矢吹町, 棚倉町, 矢祭町, 塙町, 鮫川村	判決	164	
LNTモデル	直線しきい値なしモデル	判決	170	
WG	低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループ	判決	174	
WG報告書	平成23年12月22日公表の低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループの報告書	判決	174	
現存被ばく状況	緊急事態後の長期被ばく状況を含む状況	判決	180	
原告番号1ら	原告番号1-1及び原告番号1-2	判決	197	
コスモアート	千葉県習志野市所在の有限会社コスモアート	判決	199	
習志野市のアパート	千葉県習志野市谷津2-3-33所在のアパート	判決	199	
原告番号2ら	原告番号2-1, 原告番号2-2及び承継前原告番号2-3	判決	207	
原告番号3ら	原告番号3-1及び原告番号3-2	判決	215	
原告番号4ら	原告番号4-1, 原告番号4-2, 原告番号4-3及び原告番号4-4	判決	215	
原告番号6ら	原告番号6-1及び原告番号6-2	判決	215	
原告番号5ら	原告番号5-1及び原告番号5-2	判決	265	
原告番号10ら	原告番号10-1, 原告番号10-2, 原告番号10-3及び原告番号10-4	判決	279	

原告番号12ら	原告番号12-1, 原告番号12-2, 原告番号12-3及び原告番号12-4	判決	279	
原告番号15ら	原告番号15-1, 原告番号15-2, 原告番号15-4, 原告番号15-5及び承継前原告番号15-3	判決	279	
原告番号13ら	原告番号13-1及び原告番号13-2	判決	279	
原告番号8ら	原告番号8-1, 原告番号8-2, 原告番号8-3及び原告番号8-4	判決	319	
原告番号11ら	原告番号11-1, 原告番号11-2及び原告番号11-3	判決	331	
原告番号14ら	原告番号14-1, 原告番号14-2, 原告番号14-3及び原告番号14-4	判決	338	
原告番号14-2ら	原告番号14-2, 原告番号14-3及び原告番号14-5	判決	339	
2002推計	「津波評価技術」に基づく津波推計計算	判決	376	
訴状訂正申立書	平成25年5月2日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
福島第一発電所事故又は本件事故	平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した放射能漏れ事故	答弁書	2	
ソ連	ソビエト連邦	答弁書	2	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
日本版評価尺度	原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	13	
O. P.	小名浜港工事基準面(「Onahama Peil」)	答弁書	18	
政府事故調査中間報告書	東京電力株式会社福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	19	
東電事故調査最終報告書	東京電力株式会社作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」	答弁書	19	
国会事故調査委員会	国会における第三者機関による調査委員会(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)	答弁書	19	

国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	19	
円滑化会議	原子力損害賠償円滑化会議	答弁書	31	
最高裁平成4年判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決	答弁書	46	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第1準備書面	2	
原告ら第2準備書面	2013(平成25)年7月12日付け第2準備書面(原子炉設置許可処分と国賠法1条1項の関係)	第1準備書面	5	
原告ら第1準備書面	2013(平成25)年7月12日付け第1準備書面(被告国の求釈明に対する回答)	第1準備書面	26	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会)	第1準備書面	35	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第1準備書面	42	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第1準備書面	42	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第1準備書面	42	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第1準備書面	42	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第1準備書面	53	
訴えの変更申立書	2013(平成25)年10月2日付け訴えの変更申立書	第2準備書面	1	
原告ら第5準備書面	2013(平成25)年10月2日付け第5準備書面(規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等)	第3準備書面	1	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第3準備書面	1	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第3準備書面	1	

本件各判決	宅建業者最高裁判決, 筑豊じん肺最高裁判決, クロロキン最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
被告国への求釈明	2013(平成25)年10月18日付けの「被告国への求釈明」(規制権限不行使の違法性を判断する際の考慮要素について)と題する書面	第3準備書面	2	
宅建業法	宅地建物取引業法	第3準備書面	3	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第3準備書面	8	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第3準備書面	12	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第4準備書面	5	
後段規制	設計及び工事の方法の認可, 使用前検査の合格, 保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第4準備書面	14	
原告ら第6準備書面	2013(平成25)年12月6日付け第6準備書面(津波・地震・シビアアクシデントに関する知見)	第5準備書面	1	
原告ら第7準備書面	2013(平成25)年12月11日付け第7準備書面(原子力法体系及び規制権限不行使)	第5準備書面	1	
延宝房総沖地震	1677年11月の房総沖の地震	第5準備書面	5	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	19	
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第5準備書面	21	

合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第5準備書面	22	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第5準備書面	23	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面	55	
原子力委員会等	原子力委員会又は原子炉安全専門審査会	第6準備書面	1	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第6準備書面	6	
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	第6準備書面	9	
原告ら求釈明申立書	原告らの平成26年4月9日付け「被告国と被告東京電力に対する求釈明申立書」	第7準備書面	2	
ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	第7準備書面	40	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第7準備書面	48	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第7準備書面	55	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(改訂の前後を問わず)	第7準備書面	93	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第9準備書面	14	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第9準備書面	19	
大飯原発訴訟福井地裁判決	福井地方裁判所平成26年5月21日判決	第9準備書面	41	

推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進地域	第9準備書面	56	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価 に関する審査指針	第10準備書面	11	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第10準備書面	24	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全 機能を有する系統	第10準備書面	26	
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第11準備書面	1	
低線量被ばくWG	低線量被ばくのリスク管理に関する ワーキンググループ	第11準備書面	1	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成2年(1990年)に行った勧告	第11準備書面	3	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成19年(2007年)に行った勧告	第11準備書面	3	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第11準備書面	7	
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公 共団体の長に対し、計画的な避難を指 示した区域(福島第一発電所から半径 20km以遠の周辺地域のうち、事故発 生から1年以内に積算線量が20mSvに 達するおそれのある区域)	第11準備書面	8	
緊急時避難準備区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公 共団体の長に対し、緊急時の避難又 は屋内退避が可能な準備を指示した 区域(福島第一発電所から半径20km 以上30km圏内の区域から計画的避 難区域を除いた区域のうち、常に、緊 急時に避難のための立退き又は屋内 への退避が可能な準備をすることが求 められ、引き続き自主避難をすること、 及び、特に子供、妊婦、要介護者、入 院患者等は立ち入らないこと等が求め られる区域)	第11準備書面	8	

特定避難勧奨地点	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点	第11準備書面	8	
山本氏	山本哲也原子力安全・保安院首席統括安全審査官	第12準備書面	1	
平成3年溢水事故	平成3年10月30日に発生した福島第一発電所1号機補機冷却水系海水配管からの海水漏洩	第12準備書面	1	
平成23年6月7日付け指示	平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について(指示)	第13準備書面	26	
佐竹証人	佐竹健治証人	第14準備書面	1	
島崎証人	島崎邦彦証人	第14準備書面	1	
都司氏	都司嘉宣氏	第14準備書面	2	
阿部氏	阿部勝征氏	第14準備書面	4	
田中証人	田中三彦証人	第14準備書面	4	
佐竹証人調書①	第10回口頭弁論期日における佐竹証人の証人調書	第14準備書面	6	
島崎証人調書②	第9回口頭弁論期日における島崎証人の証人調書	第14準備書面	6	
日本気象協会	財団法人日本気象協会	第14準備書面	19	
佐竹証人調書②	第11回口頭弁論期日における佐竹証人の証人調書	第14準備書面	24	
島崎証人調書①	第8回口頭弁論期日における島崎証人の証人調書	第14準備書面	37	
深尾・神定論文	1980年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第14準備書面	52	

阿部(1999)	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードMtの決定－歴史津波への応用－」	第14準備書面	97	
田中証人調書①	第8回口頭弁論期日における田中証人の証人調書	第14準備書面	115	
田中証人調書②	第9回口頭弁論期日における田中証人の証人調書	第14準備書面	118	
IAEA事務局長報告書	IAEAが平成27年9月に公表したIAEA福島第一原子力発電所事故事務局長報告書	第15準備書面	1	
IAEA技術文書2	IAEA事務局長報告書及びその付属文書で5巻から成る技術文書	第15準備書面	1	
意見書(2)	佐竹証人平成28年6月30日付け意見書(2)	第16準備書面	6	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科松澤暢教授	第16準備書面	13	
萩原マップ	地震地体構造図	第16準備書面	15	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科岡本孝司教授	第17準備書面	2	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科山口彰教授	第17準備書面	5	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	第17準備書面	6	
渡辺氏	渡辺敦雄氏	第17準備書面	7	
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第17準備書面	31	
2008年試算	2008(平成20)年東電試算	最終準備書面	19	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決	最終準備書面	29	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長今村文彦教授	最終準備書面	119	

原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	最終準備書面	431	
区域外居住者	避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域以外の区域に居住する者	最終準備書面	432	
1992年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平成4年(1992年)に行った勧告	最終準備書面	452	
1999年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平成11年(1999年)に行った勧告	最終準備書面	453	
佐々木ほか連名意見書	乙ニ共第173号証として提出された意見書	最終準備書面	459	
避難指示等対象区域	被告国による避難等の指示等があった対象区域	最終準備書面	464	
一審被告国	被控訴人国	控訴答弁書	1	
一審原告ら	控訴人ら	控訴答弁書	1	
一審原告ら控訴理由書1	一審原告らの2018(平成30)年1月31日付け控訴理由書(責任論)	控訴答弁書	1	
一審原告ら控訴理由書2	一審原告らの2018(平成30)年1月31日付け控訴理由書(2)(損害論)	控訴答弁書	1	
新設置許可基準規則	新設置許可基準規則及び新技術基準規則	控訴答弁書	2	
新技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	控訴答弁書	2	
一審被告東電	一審被告東京電力ホールディングス株式会社	控訴答弁書	4	
福島地裁判決	福島地方裁判所平成29年10月10日判決(判例時報2356号)	控訴答弁書	5	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決(民集49巻6号1600ページ)	控訴答弁書	6	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決(民集43巻10号1169ページ)	控訴答弁書	6	

クロロキン最高裁判決等	クロロキン最高裁判決及び宅建業者最高裁判決	控訴答弁書	6	
島崎証人	原審において証人となった島崎邦彦氏	控訴答弁書	21	
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	控訴答弁書	22	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科理学部教授松澤暢氏	控訴答弁書	23	
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	控訴答弁書	24	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野教授今村文彦氏	控訴答弁書	24	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗博士	控訴答弁書	33	
首藤名誉教授	東北大学名誉教授首藤伸夫氏	控訴答弁書	35	
笠原名誉教授	北海道大学名誉教授笠原稔氏	控訴答弁書	40	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	控訴答弁書	47	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	控訴答弁書	57	
名倉氏	本件事故当時、保安院原子力発電安全審査課耐震安全審査室で安全審査官を務めていた名倉繁樹氏	控訴答弁書	58	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	控訴答弁書	59	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	控訴答弁書	59	

伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻1174ページ）	控訴答弁書	71	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決（民集68巻8号799ページ）	控訴答弁書	73	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授岡本孝司氏	控訴答弁書	75	
IAEA	国際原子力機関	控訴答弁書	75	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授山口彰氏	控訴答弁書	75	
阿部博士	元原子力規制庁技術参与阿部清治氏	控訴答弁書	75	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	控訴答弁書	78	
試算津波	一審被告東電が行った「長期評価の見解」を前提とした2008年資産による想定津波	控訴答弁書	98	
長期評価の見解	平成14年に文部科学省地震調査研究推進本部（地震本部）が公表した長期評価の中で示された津波地震に関する見解	第1準備書面（控訴審）	3	
青木氏	青木一哉氏	第1準備書面（控訴審）	20	
酒井博士	酒井俊朗博士	第1準備書面（控訴審）	21	
日本海溝・千島海溝調査会	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会	第1準備書面（控訴審）	49	
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会による報告	第1準備書面（控訴審）	49	
平成20年試算	平成20年に明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	第1準備書面（控訴審）	156	
試算津波	平成20年試算による想定津波	第1準備書面（控訴審）	171	

一審被告国第1準備書面	一審被告国の平成30年5月17日付け第1準備書面	第2準備書面 (控訴審)	1	
東通発電所	東電の東通原子力発電所	第2準備書面 (控訴審)	2	
総合基本施策	地震防災対策特別措置法7条2項1号により策定した地震本部の活動の指針となる「地震調査研究の推進について」	第2準備書面 (控訴審)	6	
長谷川名誉教授	長谷川昭名誉教授	第2準備書面 (控訴審)	11	
川原氏	川原修司氏	第2準備書面 (控訴審)	15	
一審被告国第2準備書面	一審被告国の平成30年5月17日付け第2準備書面	第3準備書面 (控訴審)	1	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第3準備書面 (控訴審)	9	
高橋教授	高橋智幸教授	第3準備書面 (控訴審)	15	
津波PRA標準	原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準:2011	第3準備書面 (控訴審)	19	
津波評価技術2016	原子力発電所の津波評価技術2016	第3準備書面 (控訴審)	25	
重大事故等	重大事故や重大事故に至るおそれがある事故	第3準備書面 (控訴審)	28	
高田委員	東京大学大学院工学系研究科教授の高田毅士委員	第3準備書面 (控訴審)	31	
一審被告国第3準備書面	一審被告国の平成30年9月28日付け第3準備書面	第4準備書面 (控訴審)	2	
大竹名誉教授	大竹政和東北大学名誉教授	第4準備書面 (控訴審)	2	
谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎, 佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年(平成8年)」	第5準備書面 (控訴審)	36	
電事連	電気事業連合会	第5準備書面 (控訴審)	78	
NUPEC	財団法人原子力発電技術機構	第5準備書面 (控訴審)	78	

一審原告ら求釈明書	一審原告らの2019(平成31)年1月23日付け求釈明書	第6準備書面 (控訴審)	1	
一審被告国口頭陳述要旨	一審被告国の平成30年6月29日付け口頭陳述要旨	第6準備書面 (控訴審)	9	
4省庁報告書等	4省庁報告書及び7省庁手引き	第6準備書面 (控訴審)	12	
刑事事件	一審被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	第7準備書面 (控訴審)	1	
新耐震指針	平成18年9月19日, 原子力安全委員会において決定された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第7準備書面 (控訴審)	4	
耐震バックチェック指示	保安院が, 新耐震指針の公表を受け, 平成18年9月20日, 原子力事業者等に対し, 福島第一原発を含む既設の発電用原子炉施設について, 新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し, その結果を報告することを求めたこと	第7準備書面 (控訴審)	5	
耐震バックチェック	耐震バックチェック指示を受けて一審被告東電ほかの原力事業者が行う評価や同評価に係る規制側における審査	第7準備書面 (控訴審)	5	
土木調査グループ	一審被告東電本店原子力・立地本部下の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ	第7準備書面 (控訴審)	7	
酒井GM	土木調査グループGM(グループマネージャー)酒井博士	第7準備書面 (控訴審)	7	
高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠	第7準備書面 (控訴審)	7	
金戸氏	土木調査グループ金戸俊道	第7準備書面 (控訴審)	7	
東電設計	東電設計株式会社	第7準備書面 (控訴審)	7	
茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	第7準備書面 (控訴審)	8	
日本原電	日本原子力発電株式会社	第7準備書面 (控訴審)	9	
東北電力	東北電力株式会社	第7準備書面 (控訴審)	9	

JAEA	日本原子力研究開発機構	第7準備書面 (控訴審)	10	
別件訴訟	本件の同種訴訟(東京高裁平成29年(ネ)第2620号事件)	第7準備書面 (控訴審)	14	
東京高裁今村証言	東京高裁平成29年(ネ)第2620号における今村教授の証言	第7準備書面 (控訴審)	14	
津波担当部署	一審被告東電の土木調査グループほか、土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	第7準備書面 (控訴審)	18	
武藤副本部長	武藤栄原子力・立地本部副本部長	第7準備書面 (控訴審)	19	
吉田部長	吉田昌郎原子力設備管理部長	第7準備書面 (控訴審)	19	
山下センター長	山下和彦新潟県中越沖地震対策センター長	第7準備書面 (控訴審)	19	
東電津波対応方針	土木学会に研究を委託した上で、耐震バックチェックまでに研究が間に合わないのであれば、耐震バックチェックには既存の津波評価技術に基づく津波評価で対応するが、研究の結果として必要とされる対策については一審被告東電が確実に行う方針	第7準備書面 (控訴審)	21	
鶴博士	鶴哲郎博士	第7準備書面 (控訴審)	62	
岡村委員	岡村行信委員	第7準備書面 (控訴審)	71	
行谷ほか(2010)	行谷佑一ほか「宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション」	第7準備書面 (控訴審)	73	
一審被告国第5準備書面	一審被告国の平成30年11月9日付け第5準備書面	第8準備書面 (控訴審)	1	
深尾・神定論文	「A ZONE OF LOW-FREQUENCY EARTHQUAKES BENEATH INNER WALL OF THE JAPAN TRENCH」	第8準備書面 (控訴審)	5	
松澤・内田論文	「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」	第8準備書面 (控訴審)	7	

西村氏	西村功氏	第8準備書面 (控訴審)	14	
10m盤	O. P. +10メートル	第9準備書面 (控訴審)	1	
建屋等の全部の水密化	建屋等の水密化のうち、主要建屋等が存在する敷地内にそのまま浸入した津波から安全上重要な機器の全てを防護するという意味での建屋等の水密化の措置	第9準備書面 (控訴審)	1	
基準津波	供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第9準備書面 (控訴審)	11	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第9準備書面 (控訴審)	11	
上津原氏	上津原勉氏	第9準備書面 (控訴審)	20	
深層防護	多重防護と同義	第9準備書面 (控訴審)	34	
福島地裁判決	福島地方裁判所平成25年(ワ)第38号ほかの判決(同裁判所平成29年10月10日判決)	第9準備書面 (控訴審)	55	
建物等の水密化	タービン建屋等の水密化及び非常用電源設備等の重要機器が設置された部屋等の水密化の措置	第10準備書面 (控訴審)	1	
東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2)」	第10準備書面 (控訴審)	4	
朝倉式	朝倉良介氏らが「護岸を越流した津波による波力に関する実験的研究」と題する論文において公表した評価式	第10準備書面 (控訴審)	19	
後藤氏	後藤政志氏	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
筒井哲郎氏	筒井氏	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	

後藤氏ら	後藤氏及び筒井氏	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
後藤氏ら意見書(1)	後藤氏らの2018(平成30)年6月20日付け意見書(1)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
後藤氏ら意見書(2)	後藤氏らの2018(平成30)年6月20日付け意見書(2)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
後藤氏ら意見書(3)	後藤氏らの2018(平成30)年10月25日付け意見書(3)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
本件後藤氏ら各意見書	後藤氏ら意見書(1),後藤氏ら意見書(2),後藤氏ら意見書(3)	人証申出に対する意見書 (控訴審)	6	
東京地裁別件訴訟	東京地方裁判所民事第32部に係属する本件と同種事件	第11準備書面 (控訴審)	1	
35m盤	O. P. +35メートル盤	第11準備書面 (控訴審)	2	
電気室等の新設	35m盤の高台に電源設備全てを格納した建屋(電気室)に非常用ディーゼル発電機及び燃料タンクを新設すること	第11準備書面 (控訴審)	2	
最終ヒートシンク確保対策	最終ヒートシンク確保のための対策として, 冷却用海水ポンプの被水による機能喪失を防ぐための対策を講じること	第11準備書面 (控訴審)	2	
3つの対策	電気室等の新設と最終ヒートシンク確保対策	第11準備書面 (控訴審)	2	
付加的対策	防潮堤の設置, 可搬式過酷事故対策設備の設置, 建屋等の水密化, 非常用淡水注入システムの新設といった対策	第11準備書面 (控訴審)	3	
別訴後藤氏ら意見書(3)	東京地裁別件訴訟において証人尋問が実施された後に, 当該訴訟において提出された令和元年6月4日付け意見書(3)	第11準備書面 (控訴審)	3	
島根発電所	中国電力株式会社島根原子力発電所	第11準備書面 (控訴審)	7	
M/C	高圧電源盤	第11準備書面 (控訴審)	8	
P/C	パワーセンター	第11準備書面 (控訴審)	8	
MCC	モーターコントロールセンター	第11準備書面 (控訴審)	8	

既設ケーブル	原子炉建屋等の建屋内の電源盤から機器への既設ケーブル	第11準備書面 (控訴審)	25	
新設ケーブル	高台に新設する電気室等から原子炉建屋までのケーブル	第11準備書面 (控訴審)	25	
浜岡二重扉方式	浜岡発電所原子炉建屋大物搬入口に対する津波防護対策において採用された強度強化扉及び水密扉による対策	第11準備書面 (控訴審)	66	
工認審査ガイド	耐津波設計に係る工認審査ガイド	第11準備書面 (控訴審)	71	
名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟(同裁判所平成25年(ワ)第2710号ほか)の判決(同裁判所令和元年8月2日判決)	第12準備書面 (控訴審)	2	
二段階審査	具体的審査基準に不合理な点があるか否かを審査し(第一段階の審査),更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤,欠落があるか否かを審査する(第二段階の審査)手法	第12準備書面 (控訴審)	4	